

2025年12月1日

「むさしの相続定期預金」のリニューアルについて

武蔵野銀行（頭取 長堀 和正）では、2025年12月1日（月）、「むさしの相続定期預金」のリニューアルを実施いたしますので、お知らせします。

「むさしの相続定期預金」は、相続により受け取られたご資金をお預入れいただく場合に金利を上乗せする定期預金商品です。

今回のリニューアルでは、お預入れ対象期間をご相続の手続完了後2年以内に延長するほか、上乗せする金利もお客さまニーズにお応えするべく改定いたします。

また、給与・公的年金用のお受取りや資産運用商品のご契約など、お客さまの取引内容に応じて、上乗せ金利をアップする「むさしの相続定期預金プラス」の取扱いも開始いたします。

当行は、今後もお客さま一人ひとりのライフプランに寄り添った商品・サービスを提供に努めてまいります。

《商品の概要》

	むさしの相続定期預金		むさしの相続定期預金プラス
対象	相続手続完了後2年以内に、相続で受け取られた資金をお預入れいただくお客さま		
お取引条件	なし		以下のいずれかを満たされる方 ・給与のお受取り ・公的年金のお受取り ・資産運用商品 ^注 のご契約
預入期間 および 適用金利	3か月	店頭表示金利＋年1.25%	店頭表示金利＋年1.75%
	6か月	店頭表示金利＋年0.5%	店頭表示金利＋年0.75%
	1年	店頭表示金利＋年0.225%	店頭表示金利＋年0.325%
お預入金額	お預入れは相続により受け取られた資金の範囲内とさせていただきます		
満期時の取扱い	・金利上乗せは、初回満期日までとさせていただきます ・自動継続の取扱いはございません		

注 投資信託、ファンドラップ、生命保険、外貨定期預金、外貨積立普通預金

以上

報道機関からのお問い合わせ先
営業推進部 坂井 茉依・松崎 哲也
TEL：048-641-6111（代）

むさしの 相続定期預金

大切な家族の思いを次の世代へ。

ご相続でお受取りになられたご資産を、特別な金利で運用する定期預金です。

むさしの相続定期預金

3ヵ月

店頭表示金利に

十年 **1.25** %

(税引後 年 0.99606 %)

6ヵ月

店頭表示金利に

十年 **0.50** %

(税引後 年 0.39843 %)

1年

店頭表示金利に

十年 **0.225** %

(税引後 年 0.17929 %)

むさしの相続定期預金プラス

＼当行でいずれかのお取引をされているお客さま^{※1}／

給与のお受取り

年金のお受取り

運用商品^{※2}のご契約

金利が
プラス!

※1 本定期預金と同時のお申込みも対象となります。 ※2 投資信託、ファンドラップ、生命保険、外貨定期預金、外貨積立普通預金が対象です。

3ヵ月

店頭表示金利に

十年 **1.75** %

(税引後 年 1.39449 %)

6ヵ月

店頭表示金利に

十年 **0.75** %

(税引後 年 0.59764 %)

1年

店頭表示金利に

十年 **0.325** %

(税引後 年 0.25848 %)

むさしの相続定期預金

商品名	むさしの相続定期預金、むさしの相続定期預金プラス (預金種類:「スーパー定期」、「スーパー定期300」、「大口定期預金」)
ご利用いただける方	- 金融機関でのご相続手続き完了後2年以内で、相続により取得された資金をお預入れいただく個人の方。(他の金融機関で相続により取得された資金も対象となります。) - 相続により取得した資金であることが確認できる書類をご持参された方。
お預入期間／金利について	お預入れの期間により、お預入時の「スーパー定期」「スーパー定期300」「大口定期預金」の店頭表示金利に次の金利を上乗せいたします。 〈むさしの相続定期預金〉 3ヵ月:店頭表示金利+年 1.25% (税引後 年 0.99606%) 6ヵ月:店頭表示金利+年 0.50% (税引後 年 0.39843%) 1年:店頭表示金利+年 0.225% (税引後 年 0.17929%) 〈むさしの相続定期預金プラス〉 当行で以下のお取引をされているお客さま^{※1}が対象です。 給与のお受取り、年金のお受取り、運用商品^{※2}のご契約 ※1 本定期預金と同時のお申込みも対象となります。 ※2 投資信託、ファンドラップ、生命保険、外貨定期預金、外貨積立普通預金 3ヵ月:店頭表示金利+年 1.75% (税引後 年 1.39449%) 6ヵ月:店頭表示金利+年 0.75% (税引後 年 0.59764%) 1年:店頭表示金利+年 0.325% (税引後 年 0.25848%) - 金利上乗せは、初回満期日までとさせていただきます。 - 初回満期日以降は、満期日現在の店頭表示金利が適用されます。 ※自動継続のお取扱いはできません。満期日には、改めてご継続等のお手続きが必要となります。
お預入方法	相続により取得された資金の範囲内(1円以上1円単位) 当行以外の金融機関からの預替えを含みます。 ※証券類の場合は、その証券類の決済日がお預入日となります。 店頭でのお取扱いのみとさせていただきます。
課税	お利息には、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。 (マル優は、他のご預金等と合わせてお1人さま350万円までご利用できます。)
ご用意いただく書類等	【当行でご相続手続きをされた場合】 ①+② 【他の金融機関でご相続手続きをされた場合】 ①+②+③+④+⑤ 【死亡保険金の場合】 ①+②+⑤+⑥ <書類等> ①ご本人さま確認書類 ②お届け印 ③除籍謄本 ④被相続人名義の解約済通帳、証書、計算書等 ⑤相続人名義の預金通帳 ⑥保険金振込後、保険会社から送付される保険金等支払通知書
中途解約時の取扱い	この預金は原則として中途解約できません。中途解約される場合には当行所定の中途解約利率を適用いたします。

◎詳細につきましては、店頭にて説明書をご用意しております。

2025年12月1日現在

家族の絆を守る、新しい信託のカタチ



遺言信託・
遺産整理業務



むさしの
金銭信託
~つなぐ想い~



むさしの
家族信託



詳しくは
こちら

